

入札約款（物品・委託等）

（目的）

第1条 九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会が発注する物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約（建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に係る契約を除く。）（以下「物品・委託等」という。）に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

（入札等）

第2条 入札参加者は、仕様書、契約書案等を熟知のうえ入札をしなければならない。
この場合において仕様書、契約書案等に疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、紙入札により、入札書等を以下の定めるところにより提出しなければならない。

（1）入札書は、九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会長（以下「部会長」という。）の指示により、別記第1号様式を作成し、公告又は通知書に指定した日時までに指定の場所に提出しなければならない。

（2）入札参加者は代理人をして入札させるとときは、入札書と併せて別記第2号様式による委任状を提出しなければならない。ただし、年間代理人にあっては使用印鑑届兼委任状の写し、復代理人にあっては使用印鑑届兼委任状の写しと別記第2号様式による委任状を提出することをもって足りる。

（3）入札参加者又はその代理人（復代理人を含む）は、入札書と併せて別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。

（4）入札参加者又はその代理人（復代理人を含む）は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

（5）入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人（復代理人を含む）とすることはできない。

3 入札参加者は、入札書を指定の場所に提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換又は撤回することはできない。

（入札辞退）

第3条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札書の提出期限までは、いつでも入札を辞退することができる。予定価格の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度の入札を行う場合も、また同様とする。

2 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、入札辞退届（別記第4号様式）を作成し、入札書の提出期限までに郵送または持参により提出するものとする。辞退届を提出した後は、開札前後を問わず、撤回することはできない。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受ける

ことはない。

(未入札)

第4条 入札参加者が、入札書の提出期限までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を保留し、延期し、もしくは取りやめることができる。

2 指名競争入札において入札参加者が一者である場合は、特別の事情がない限り入札を取りやめるものとする。

(無効となる入札)

第6条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）

(3) 必要事項を欠く入札

(4) 紙入札において、次に該当する場合

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ロ 必要な記名、押印、署名を欠く入札

ハ 金額を訂正した入札

ニ 誤字、脱字により意思表示が不明瞭である入札

ホ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2者以上の代理をした者のした入札

(5) 明らかに談合であると認められる入札

(6) その他入札に関する条件に違反した入札

(失格となる入札)

第7条 再度入札において、1回目の入札の最低価格を上回る金額の入札は失格とする。

(落札者の決定)

第8条 入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちにくじを実施して落札者を決定する。

(再度入札)

第10条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、部会長が指定する日時において再度の入札を行う。

2 前項の場合において、再度入札の回数は原則として1回までとする。

3 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者とする。

ただし、入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

(契約の締結)

第11条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約を締結しなければならない。

ただし、部会長の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札者はその効力を失う。

(契約の保証)

第12条 落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならぬ。

ただし、部会長が特に必要がないと認めたときは、この限りではない。

(1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、部会長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(4) 契約保証金の納付

(5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(異議の申立て)

第13条 入札をした者は、入札後、この約款、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(その他)

第14条 部会長は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。